

聖籠町告示第40号

聖籠町教育有識者会議設置要綱を次のように定める。

平成27年5月29日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町教育有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 聖籠町の教育政策に関し、学識経験者、保護者及び地域住民その他の関係者等から幅広く意見を聴取するため、聖籠町教育有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、町長及び15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) こども園、小学校及び中学校の子どもの保護者
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育団体の代表者
- (5) 地域団体等の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の年度末までとし、再任は妨げない。

(招集)

第3条 会議は、町長が招集する。

(運営)

第4条 会議に座長を置き、町長をもって充てる。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、子ども教育課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。